

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

商品券（スマイルチケット）

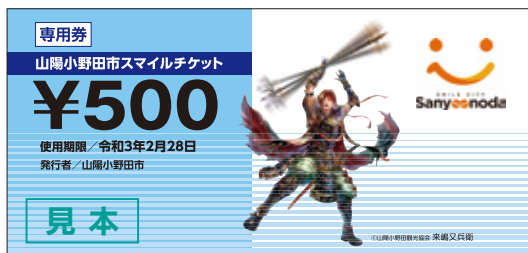
商品券（スマイルチケット）の使用期限が残り1か月となりました。期限を過ぎると商品券は使用できません。また、商品券は、現金（電子マネーを含む）との引き換えができませんので、期限までに使用してください。

園商工労働課（☎ 82-1150）

お忘れなく！

【使用期限】

令和3年2月28日（日）まで



【中止】市主催以外のイベント

2月7日(日)	澤クワルテットバレンタインコンサート ※今後の開催については、状況を見て改めてご案内します。
3月6日(土)	縄地ヶ鼻公園水仙まつり
3月7日(日)	山陽小野田ふるさと凧あげフェスティバル
3月20日(祝) ～23日(火)	第39回山陽小野田市 高校サッカーフェスティバル

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮

全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大する中、山口県内においても感染者が増加傾向にあります。今こそ思いやりの心を大切に、感染された人やそのご家族、感染者と同じ職場の人、医療関係者等に対して、人権意識をもった温かい気持ちで接していただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染しうる病気です。感染症について正しく理解し、冷静な判断と行動を心がけましょう。

市民のみなさんには以下のことに対して、ご理解・ご協力をお願いします。

- ① 県や市が発信する正確な情報に基づき冷静な対応をする
- ② 個人情報や不確かな情報（噂やデマ）を拡散しない
- ③ 感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷をしない



新型コロナウイルス感染症に関する人権相談窓口

一人で悩まず、まずは相談しましょう

【受付時間】 平日 8:30～17:15

- みんなの人権 110番 ☎ 0570-003-110
- 子どもの人権 110番 ☎ 0120-007-110
- 女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810
- 外国語人権相談ダイヤル ☎ 0570-090-911

※法務省人権擁護局ホームページから、インターネットによる相談もできます。

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



園市民活動推進課（☎ 82-1137）

◆山口県受診相談センター

感染症に関する症状や感染予防、検査方法等について、専従スタッフによる助言や情報提供が受けられます。

7700（IP電話、ひかり電話など ☎ 083-902-2510）【毎日24時間対応】

◆市の健康相談窓口 感染予防・健康に関する相談等について、受け付けています。

●健康増進課 ☎ 71-1814 FAX 73-1879【平日 8:30～17:15】

◆市の総合窓口 相談先が分からない場合に、問い合わせ窓口をご案内します。

●新型コロナウイルス対策総合窓口（総務課危機管理室内）

☎ 82-1122 FAX 83-2604【平日 8:30～17:15】

市ホームページ「新型コロナウイルスに関連したお知らせ」▶

